

柏崎市緊急雇用安定給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における雇用の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国が実施する雇用調整助成金を受けようとする市内の事業者に対して予算の範囲内において柏崎市緊急雇用安定給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雇用調整助成金」とは、新型コロナウイルス感染症の影響による特例措置を適用し、令和2年1月24日以降に開始された休業、教育訓練及び出向に対し、支給対象になった雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下「国助成金」という。）をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所がある事業者
- (2) 納期限の到来した市税を完納している事業者。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、市税の徴収等が猶予されている場合は、この限りでない。

(給付金の支給額)

第4条 給付金の支給額は、5万円とする。

2 過去にこの要綱による給付金の支給を受けている場合は、本事業の支給対象としない。

(支給申請等)

第5条 給付金の支給を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、国助成金の支給決定日から3か月以内又は当該支給決定日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに、柏崎市緊急雇用安定給付金支給申請書兼実績報告書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに書類の審査を行い、支給する場合にあっては柏崎市緊急雇用安定給付金支給決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により、支給しない場合にあっては柏崎市緊急雇用安定給付金不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の時期）

第7条 この給付金の支給は、前条の決定をした日から起算して7日以内の日とする。

（給付金の返還）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給した給付金の全部を返還させることができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金の支払については、令和3年5月31日までの間は、なおその効力を有する。